

平成28年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成28年6月15日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 議案第47号 平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
日程第2 議案第48号 平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第3 議案第49号 市道路線の認定について
日程第4 議案第50号 市道路線の廃止について
日程第5 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める請願

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
単南庁舎 管理部 長	松野英泰	会計管理者	宇野清隆

教育次長 高田敏朗

監事 査務局長

西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長 広瀬照泰

書記

宇野伸二

書記 熊崎響

開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） 皆さん、改めましておはようございます。

また傍聴にお出かけをいただきました方々、大変御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 議案第47号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、議案第47号平成28年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） おはようございます。議席番号16番 くまがいさちこです。

ただいま始まる前に、隣の部屋で、総括質疑、とろくさいことは聞くなという声も聞かれました。今から聞くこともとろくさいことかもしれませんが、聞かせていただきます。

補正予算の9ページでございます。ここに総務管理費、自治振興費、補助金、自治会公民館補助金150万円、一般財源がございます。2つ冒頭でお聞きします。

1つは、150万というのはかなり少ないと思うんですけど、3件というのは会派の説明会でお聞きしました。3件で150万というのは結構少ないと思うんですが、内容ですね、増築とか改築とか耐震化とか。それから場所、どこの自治会か。これが1つです。

それから2つ目に、地域包括ケアシステムをこれからつくらなければなりません。それで、その拠点として自治会公民館、反対ですね、自治会公民館がその拠点となる。そのためには、ないところをつくらなきゃいけないし、建てかえのところも市内に何カ所かございますし、耐震化はどこもしていないというのもお聞きしてございます。それから、人口がふえているので増築という話もあるかもしれません。古いので改築という話もあるかもしれません。

それで、この動きを受けて、執行部は昨年度、補助金を土地代も含めて3分の1から2分の1に上げるという案を総務委員会で大変丁寧な岐阜県内の他市町の調査もなさって、提案というんでしょうかね、協議会だったと思いますが、出てまいりました。しかし、疑問みたいな意見がお2人の方から出た後、一切出てなくなりました。それが出たのが9月でしたか、12月でしたか、昨年度の。ということは、まあ議員の皆さんに賛成を得られれば、ことしの4月からやるおつもりだったのかなと後から思ったんですが、この流れですね、動きです。瑞穂市で

地域の拠点として、地域公民館がちゃんとしたものをつくるということが必要であるということ。それを執行部も前向きに認めている、必要性を認識しているにもかかわらず、1回ストップしたままになっているので、そのところを今後どうするかという、個別な話と全体的な質問でございます。

以下、自席でお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまのくまがい議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず補助金の150万円の内訳でございますけれども、3自治会の公民館の修繕の内容でございますが、田之上公民館がエアコンの取りかえと、それから小橋の公民館が床の修繕と外壁の修繕、それから宮田公民館がトイレの改修という、この3つの公民館の修繕でございます。その事業費の、自治会から要望がされておる事業費の3分の1が150万円ということになります。

それから、全体的なこの公民館等の補助金、修繕を含めた、新築も含めてですね。今、おっしゃいましたように、昨年、協議といいますか、現状をお話ししたということでございます。その中で、他市町の状況も御報告をさせていただいておるといいますし、それから私どもの考え方とすると、今後、高齢化が進むと予測される中で自治会の公民館の果たす役割というのは大変大きいものがあると、特に地元の身近なところの公民館でございますので、それに対する今後活用されることが大変ふえてくる、まあ包括支援もそうですけれども。そのために、補助率をどうするかということの現状をお話ししたというふうに思っております。

その中で、昨年の11月に各自治会のほうへ調査をさせていただいて、今後建てかえがあるかどうかとか、そういった修繕の計画ですね、こういったものをお伺いいたしております。それを今まとめておりますので、もう一度、今後議員の皆様には、その現状と私どもの方向性をお示しさせていただくということで、今年度中に出させていただきたいなという計画でおります。よろしいでしょうか。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） ぜひよろしく申し上げます。地域の包括的な、全てにわたる地域の人が、全てにわたって地域の人たち、特に今の60代以降ですね、定年後の人たちが大変元気で、日本の高度経済成長期にいろんな経験をして、まだ大変お元気で何かしたいと、こういう人口世代が元気な間に瑞穂市の地域づくりの基本をつくらなければと、つくりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上で終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 6番の杉原君。

○6番（杉原克巳君） 議席6番の杉原克巳でございます。よろしくお願いをいたします。

今回の補正予算案の内容を見ておりますと、支出のほうは、今、くまがい議員からもいろいろと御質問されまして、またここに資料が出ておりますもんですから、私もある程度は理解ができるんですけど、その主たる財源はどこにあるかということが、これからの自治体の運営におきましても非常に重要なことになってくると思うわけでございます。

それで、今回、補正予算の財源を見ておりますと、直感的に言いまして、私、国庫支出金とか県の支出金ということは特定財源ということで、要するにこれはひもつきの事業が大半、これからの9月、12月、あともう1回あるんですかね、まだ私ちょっとよくわかりませんが、そういう補正予算の設定の段階、要するに補正予算を組んで事業を行うというのは、まず第一には今回の6月のこの明細書を見る限りにおいては、やはりひもつきの事業が中心になるんじゃないかなあというふうに、私自身は感じておるようなわけでございます。

そこで、じゃあ一般財源はどこに、何をもとにしてやるかということに問題がなってくると思うんですけど、ここで私、見ておりましたら、一般財源では、要するに財政調整基金繰入を1,300万円やっておるといようなことですよ。この財政調整基金というのは、私の理解では、要するに財源に余裕があったときには、その分をファンドとして積み立てておきますよと、そうしまして、事業が発生したときにはその財源を使って事業を行うんですよというふうに理解しておるわけなんですけど、それで正しいのかどうかということですよ。

そして、これから逐次、当初予算だけでは事業は100%完遂はできないと思いますよね。例えば災害が来たときなんかには、当然補正予算も組んでやらないけないというようなことですよ。そういうときの財源というものは、やはりプライオリティーというんですか、やっぱり順番があると思うんですよ。ですから、そういうときには、市民の方も何をもとにして、財源は天から降って湧いてくるもんやないんですよ。ですから、そこら辺もどういうものを主体に、やはり我々議員もファイナンス関係はなかなか勉強もしがたい、なかなか難しい分野でございまして、私もなかなか理解はしがたいもので、そこもちょっと、きょう最初ですから教えていただきたいと思うんですけど、どういう財源が、要するに市として一般財源の中にあって、これから使っていくんだよということになりますと、我々市民としましても、ああそうだと、例えば減債基金が30億あるなあと、これは要するに償還のために積み立てておくものだと、ここから要するに使ってくるということはわかっています。今の財政調整基金も、これも先ほど言いましたように、予算を組むときにちょっと余裕があるときには、ちょっとこちらへ置いておきましょうと、それで崩して事業をやっておきましょうというふうには私は理解しておるんですけど、それも正しいのかどうかということですね。

私のこれ個人的な理解ですから、もし間違っておりましたら、私自身も理解をもう一度深めないけませんですから、そういうことでお教えいただきたいなというようなことで、本当に基本的なことなんですけど、この財政につきましては、私一人かわかりませんが議員の方も勉強するのなかなか大変だし、聞いてもわかるものではございませんけど、やはり自治体を運営していくためには、やはり財源がなくては、幾ら事業をやるやると言っても、もとになるものがなかったら何も事業はできませんから、そこを我々議員自体もやはりしっかり要するにポイントとしてつかんでおくということも、我々の今後の議員活動の上においても、非常に重要ではないかなというふうに私自身は認識しておりますから、そこら辺もあわせて、ひとつ御説明をいただきたいなというふうに思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、杉原議員からの御質問ということでございます。財政調整基金ということで、今回の補正予算は歳入と歳出の差を埋め合わせていただいたというのが現状でございます。議員御指摘のように、目的のある基金というのは、瑞穂市の場合は公共施設整備基金とかふるさと応援基金とか下水事業対策基金とか、いろいろな基金があるわけございまして、それについては特定の目的基金ということで、そのために使うということでございます。

あと減債基金についても、債権、借りているものをお返しするというところでございます。

あと自由に使えるというものが、先ほども言われましたように財政調整基金ということで、これにつきましては毎年決算をしたり、ちょうど9月議会に決算の議会がやってくるわけですが、通常、余剰金といいますか、繰り越す金額が出てまいりますので、そのときに一般的にはその繰り越した額の半分ぐらいを積み立てたりしております。先ほども言われましたように、財源がどうしても国庫補助金とか、いろんな補助金や使用料とか、あるいは市税とか、いろんな自主財源があるわけですが、それで賄い切れない場合にどうしても財政調整基金で歳入を宛てがっていくというところで、予算の組み立てをしているのが現状でございます。

また、先ほど災害のときにどうしたらいいかというようなことございましたが、災害時には緊急といいますか、突然やっけてまいりますので、そういったことは通常予備費で対応したりとかしております。きょう、今、地震が起きるかもしれませんので、そういった予算を今から組み立てるということは不可能でございますので、とりあえず予備費で対応し、その後また臨時議会とか開きまして、予算を組み立てるといようなことで考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議席番号17番 松野でございます。議長さんから許可をいただきましたので、補正予算について、質問といいますか、質疑をしたいと思います。

11ページでございますけれども、消防費の関係でございます。

今回、消防費として業務委託費の岐阜市消防、これについては除きますけれども、今回、瑞穂消防署の訓練場整備ということで54万円計上されております。説明を受けたときには、この土地の購入は平成29年だということを知っておりますけれども、現在、この瑞穂消防署は2451番の1番地にございまして、面積が3,608.98平米ということで、土地宝典で調べたんですけど、そういう数字になっております。で、次に今回、今度は東側に何か購入をするようなお話を受けておりますけれども、まず初めに、この土地の購入についての目的ですね、これについて質疑をしたいと思います。

以下については、議席のほうから行います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

瑞穂消防署の東側に土地を購入するというので、今回は測量の調査と、それから不動産鑑定のを補正予算をするということでございます。

こちらの用地の購入の目的でございますけれども、現在、消防署においては、署員の消防技術の向上を図るために、各種訓練を実施しておりますが、訓練スペースが十分でないため、充実した内容の訓練が実施できない状況でございます。このため、市内のグラウンド等を借りて訓練を実施していますが、署から離れた場所で訓練をしては、緊急時の出動があった場合に支障を来すおそれがございます。そのため、今回この東側の訓練場を確保するというのでございます。

消防署を建設する当初からこちらの用地の獲得をしようという計画でございましたけれども、その用地につきましては、当時、納税猶予がかかっておりまして、今回それが外れたということで地権者の方が御了解をいただいたということで、購入することに至ったという経緯でございます。目的は以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 総務部長からお話を受けましたんですけど、当初からの希望ということでありますけれども、現在は狭いために他の施設を利用して訓練をしていると。今回、東側を購入するんですけども、これは2450番地になるわけですけども、これは面積が1,000平米ちょっとですわね。いろいろ訓練をするために、今現在、狭いからよそでやっておるんですけども、今度、東を1,000平米行かないですけども、それだけで十分機能できますかね、

今度は、逆に言ったら。特殊ないろいろな訓練をしないかんために必要だということをおっしゃいましたが、東側の1,000平米で十分間に合うわけですか、まず。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 私どもは消防署との打ち合わせも行いまして、現在の敷地の東側にフェンスがあります。こちらの撤去を計画して続きにしよう。続きにして、できるだけ用地も確保すると。それからもう1つは、高さが足りませんので盛り土の必要があるということで、それを行えば、消防署としても訓練は十分できるというふうにお伺いしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 図面がないもので詳しくわかりませんが、計画図面が。現在の消防署の敷地の中の東に、南側には受電機の設備があったり、それからそのすぐ北に車庫というのか、倉庫か何かがありますね。あれは、あのままにしておいて、東側で訓練をするというふうに解釈すればいいのか、今ある既設の建物といいますか、附属舎を東のどこかへ移転して、そこを広くして活用されるのか。どういうふうになっていますか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 設備のほうは動かす予定はございません。フェンスを取り除いて、一体的にするということでございます。以上です。

〔挙手する者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） この議案が出てきまして、現地を私、総務担当じゃございませんけれども、一応現地を見てまいりました。もう東側は通常は田んぼではなくてはならないですよ。納税猶予が外れてこれから買うというような話ですので。何か埋まっておりますね。ということは、今の現状の固定資産の評価というのは、課税はどのような格好でされているのか、田んぼでやっているのか、雑種地として市が徴収しておるのか、固定資産税を。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現状は一部畑と、それから資材置き場というふうになっておりまして、固定資産税の課税がどうなっておるかちょっと今こちらではわかりませんが、現状は資材置き場と一部畑ということでございます。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 今、突然の御質問でございましたので、まだそこまで総務部とも打ち合わせをしておりませんでしたので、まだ課税の状況については調査をしておりませんでしたので、ちょっとこの場ではお答えができないということで、よろしくお願いたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 今回、測量委託料と不動産鑑定料の委託料ということで予算が計上されているんですが、通常でいいますと、土地を購入したいよという場合は、まず最初に鑑定委託をするというふうに思うんですよね。この中で、工事の測量委託というのは何をするのか。ちょっと認識不足じゃございませんけれども、通常土地を買う場合は、この土地が幾らであるかということで、例えば路線価格が3万9,310円にしたら、それに基づいて鑑定士でやってくんですけれども、これの予算を立ててやるんですけれども、なぜここで測量の調査費が出てくるんですか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 購入する場合、台帳で買う場合とそれから実測値、実測で買う場合がございまして、今回の購入予定は実測をして、それで購入を計画しておるために測量の調査が要するというところでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 売り方といいますか、現在の持ち主のほうで費用負担するわけではないんですかね。折半するのか、こっちが持つんですか。通常は、売りたい側が正式な土地の面積を出してくるのが通常じゃないですかね。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ここは、私どもの購入をするというほうが、私のほうが希望して購入をするものですから、そちらの負担ということに考えております。

○議長（藤橋礼治君） よろしいかね。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） ちょっと疑問に思うわけですので、まあこれは多分、総務のほうへ付託されますので、そこでしっかりと検討をしてお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第2 議案第48号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、議案第48号平成28年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正

予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

○16番（くまがいさちこ君） 議席番号16番 くまがいさちこです。

補正予算書の21ページに国保の総務管理費、一般管理費、業務委託料、電算処理委託料74万がございます。国・県の支出金と2分の1ずつですね。74万のうちの市からの一般財源37万と、2分の1ずつ出すものです。

この電算処理の中身を教えてくださいたいです。市長提案のときは、内訳は国民健康保険制度関係業務準備事業費という御説明でしたので、どういう関係業務の準備の事業費か教えてくださいたいと思います。と申しますのは、平成30年度からでしたかしら。県単位で国保は移行する予定とお聞きしております。その関係なのか、それともマイナンバー関連なのか、お聞きしたいと。

けさの中日新聞に、消費税が先送りになったので、国は国保に対する支援金というか出費を抑えたと出ていましたね。そんなこんなで、県単位になること、それから消費税の先送りの影響も受けて、今でも国保というのは、けさの新聞にもございましたが、一般的に大体、低所得者がかかっている保険で、なお影響がある、追い詰められるのではないかとということが書かれております。そういう現状から、国保の会計がどういうふうになっていくのかということとは、大変重大なことだと思いますので、小さい質問ですが、この関係業務準備という中身を教えてくださいたい。以上です。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えをさせていただきます。

21ページに書かせていただきました電算処理委託料につきましては、議員からもお話がありましたように、国民健康保険事業そのものが平成30年度から、いわゆる県単位化とっておりますが、要は財政基盤を担うのが都道府県ということになってきます。その準備ということで、今回のシステム改修ということで計上させていただいております。

内容といたしましては、今現在、瑞穂市も含めまして県内35団体が県の行政情報センターが開発をしました国保関連のシステムを使って業務を実行しております。これに今度、県がいわゆる財政の基礎的な部分の事務を行うということで、都道府県におきましては、国もということになりますけれども、国保事業の標準事務処理システムというものを導入するということが決まっております。これに対して、その標準システムを使用する市区町村、あるいは現在使用している自庁システムを改修して、それと互換を持たせるという2通りがあります。瑞穂市の

場合は、先ほど言いましたように、県下35団体で同一のシステムを使っております。これが岐阜県行政情報センターのほうで開発したシステムということで、これを一から全部変えてしまうというのは非常に困難というか、手間がかかるということがございまして、情報センターのほうとも協議をしております、このシステムを互換性を持たせたりとか、いわゆる連携対応ができるようにということでシステム改修の依頼をしております。その関係で、それも予算の裏づけを持ってその改修作業を行いたいと。さらに、その改修作業というのが9月ぐらいをめどに契約をしたいということで計画をしておりますので、今回の補正に計上させていただいております。

具体的な細かい内容というのは、一つ事例を言いますと、ファイルといいますか、データのほうを、今、自庁のシステムと県が導入する標準事務処理システムと突合できるような、そういう連携ファイルを吸い出したり、そちらのほうへ移行したりという作業の開発ですとか、実際のテスト、運用といったところで全体の開発修正料金を決め、35団体の持ち分割合で案分をして、瑞穂市の負担分ということで74万円を今回計上させていただいているという内容でございます。どうぞよろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） くまがい君。

○16番（くまがいさちこ君） 大変わかりやすい説明をありがとうございました。

瑞穂市を含む35団体が今共有していると、システムを。35というと、42市町村があると思うんですけど、これを使っていないところもあるということですかね。でも、県単になると全部入るんでしょうね。この辺はどう解釈したらよろしいでしょうか、教えてください。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、私どものほうで、今情報センターのほうからいただいている資料として案分団体数が35団体ですよということでいただいております。ということは、県内42市町村のうちの35団体につきましては、行政情報センターのシステムを使って、この事務処理をしている。じゃあ残りはどうしているのかということになりますと、恐らくといいますか、漏れ聞いているところでは、自分の各団体のほうで開発されたものを使っていたりというような内容で聞いております。恐らくとしか申し上げようがないんですけども、そういった団体につきましては、今回開発された国保の保険者の標準事務処理システムを導入される、あるいは自助努力で、我々がこういう行政情報センターに委託をするような内容のことを自助努力でやられるということになろうかと思えます。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第49号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第49号市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人でございます。おはようございます。よろしくお願ひします。

議案第49号市道路線の認定についてであります。

この部分については、その後に出てくる50号と認定・廃止ということで、少し同じような質問、もしくはかぶる、もしくは同じ道路のところの廃止と認定でありますので、もし答弁のほうで整合性がとれないようであれば、また一緒と考えながら、またお答えをいただけるといいと思いますが、一応49号というところで、少しお伺いをしたいと思います。

49号、提案理由としましては、この瑞穂市市道認定に関する基準、第4条、その他による市道路線の認定のために提出するものであるということでありましたが、以前より道路認定については、市民に不利益のないようにということで、しっかりと作り上げていただきたいということは以前より申し上げてありました。この平成26年の告示されたものも、その以前のものはつくりましたが、職員も、新人職員も誰もが見てわかるようにと言いながらも、すぐにこの新しい26年12月25日にできた認定に関する基準というものであります。

今回は、その基準の中の第4条、この告示に定めるものは、必要な事項は市長が別に定めるというふうにあります。この別に定めるといったところからいうと、どこに定めたものがあるのか、お伺いをしたいと思います。

また、この49号の写真、資料49-1を見てみますと、その道は西から東に向かっているものであり、その説明では赤道となっておりますが、この写真を見ると、ちょうど正面に当たるものところが、左側に家のような、倉庫ということだったと思います。倉庫のようなものがあり、その倉庫の部分の正面にある木の生えているようなところですが、その生えている部分と今回の認定に関する部分の赤道という説明が、接続がどうしてもなっていない。また私道というのか、私有地というふうで道路形態をなしていない。東のほうへ向かい、そのままこの写真の倉庫の形のところから北へ向かうのが赤道であり、その私有地と赤道、もしくは認定するものが接続ができてない部分について、お伺いをしたいと思いますが、またこの部分については、詳細についてはきちっと産建の中で進めたいと思いますが、またこの別に定めるものと

いうものが、またここで提示をされなければ、また明日の産業建設委員会の中でどのようなものがあるのか、資料として提出をしていただきたいということをお願いいたします。

まずは、今の別に定めたものがあるのかということと、私有地について、お伺いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 庄田議員の御質問にお答えいたします。

まずは資料の49-2にございます瑞穂市市道の認定に関する基準、この第4条、その他のところに、市長が別に定めると書いてございます。これについて、定めたものがあるかという御質問につきましては、現在のところございません。

話が少し議案の50号に、廃止のほうに少し及ぶかもしれませんが、その点だけ御了解いただきたいというふうに思います。

この道路は、現在、50号の議案にありますように、2-1077号線で認定してございます。図面のとおり、L型になった道路でございます。一方、この49号の新たに認定するものは2-1274号で、先ほどの道路と番号は当然違いますが、重複する認定の仕方になることとなります。

この現在認定してございます2-1077号線は、昭和53年に認定されました幅員2メートルから4.3メートルという道路でございます。この4月に、この道路の東の方が建築の相談を、窓口に来られたときに、自分の敷地の東側が道路認定してあるというところから調査をいたしましたところ、2-1077号線の一部が民地であったということがわかりまして、調査しましたところ、現況地目が畑で、登記の地目は田んぼ、固定資産税がかかった状態だということで、現況につきましても一部民地の部分につきましては舗装等、道路として管理していた形跡がないというところで、ただ東の方の建築に伴って、建築上の道路斜線がかかるということで、東の方の建築上の不利益が生じるというところで、今回、50号で廃止して、新たに東、西の部分だけを、認定を改めてさせていただくということで、今回は錯誤であるというふうに判断いたしまして、道路認定を改めさせてもらうものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○9番（庄田昭人君） 必要な事項は市長が別に定めるといいうところについては、ないということではありますが、今後についてはどのようにお考えなんでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 議員も御存じのとおり、この資料49-2にあります平成26年12月25日に作成しました瑞穂市市道の認定に関する基準というのは、我々、その担当課の職員が誰でもこれを見て、その道路を認定すべきかどうかというところを、特に第3条で認定基準ということで、1号から6号まで示してございます。ここをよりどころにして、今後も道路認定

するわけなんです、今回のケースの場合というのは、このどれにも当たらずに、また現在認定してある道路の一部を廃止して、必要なところを認定し直すというところで、理由としてはどうしても第4条のその他というところで市長が別に定めるということで、今回の場合は、市長への決裁ということでさせていただきましたけど、今後、こういう民地等で不利益を生じるようなというところで、総合的に判断しまして、こういう認定が今後も生じてくる可能性もあるかもしれませんので、現在はこの認定基準の、さらにその他を定めることにつきましては、これらを例にいたしまして、運用基準というものを明文化して、引き続きその認定に当たっていきたいというふうに考えておりますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○9番（庄田昭人君） 明文化して基準を定めていくということですが、それは明文としましては、この道路認定についてはきちっとするものであるということが以前は言われております。なので、告示をされ、さらにすぐに告示が変更になったというような基準であります、またこの別に定めるものも明文化するということがありますが、その明文化されたものについては、どのような取り扱いをされるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 今、申しあげましたように、認定基準につきましては第3条の1号から6号まで、これがほとんどのケースだというふうに思っております。今回の場合は、昭和53年に認定、一部民地を含んだ認定があったということで、その原因はわかる範囲内で調べても、どうしてもなぜ民地まで認定したかというのがちょっとわかりかねるところでございます。

そういったことで、また職員が認定するかしないかというところで迷うところも出てきますので、これら特殊なケースにつきましては、市長が別に定めるということでこの基準の下に運用というような格好で明文化をさせていただきます、統一的な見解で認定をしていきたいというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○9番（庄田昭人君） 運用という形で、この関する基準、認定に関する基準というもののところをしていただけないかということで確認がとれました。手持ち資料だとか、課内の中で持っているものということではなく、きちっと明文化されるということで確認がとれましたので、質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第50号について（質疑）

○議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第50号市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

○9番（庄田昭人君） 議席番号9番 庄田昭人。

議案第50号市道路線の廃止について、この部分について49号、50号と少し重なる部分であります。2つ出てきました。お許しをいただきながら、提案理由の中に、市道認定誤りに伴うということではありますが、誤りということについては、どのようにお考えなのでしょう。

また、資料50の写真を見ていただくと、明らかに道路のような形になっておりますが、現状を見ると畑のようなものであります。奥のほうには木も見えるんじゃないでしょうか。現状を見ると柿の木が植わっていたというような道路であります。また、その奥について、もし廃止、認定、この部分についてはやはり道路認定による市民に対する不利益となつてはいけない、そこだけはしっかりと確認をしなければならないと思います。その部分については、住みやすいまち、選ばれるまちとして、この道路認定についてもしっかりとした基準を持っているよと、誤りはないよといったところもしっかりと御説明をいただきたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 2点の御質問であると思います。

提案理由が市道認定誤りという言葉で、非常にちょっと表現が私も稚拙であったなあというふうに思っております。本来は、道路認定の錯誤による更正というような理由にすればよかつたなというふうに今思っております。

いずれにしても、認定誤りであったということだけは事実でございますので、先ほど言いましたような調査をいろいろした上で、先ほど申しませんでしたけど、土地所有者、認定されている土地所有者の方にこれもお聞きしまして、昭和53年から認定されているという認識は全くなかったということでもございましたので、それらも含めまして、今回更正をさせていただくということでございます。

それから会派の説明のときも御質問があったんですが、この道路が廃止されることによって、周辺の土地の所有者に不利益がこうむらないかということで、字絵図等も含めまして所有者を全部、周辺の土地を調べさせていただきました。またこれは委員会のほうでも補足説明という

ことで資料をお出ししたいと思いますが、この廃止によりまして不利益をこうむる土地、いわゆる袋地になるような土地はないというふうで報告をさせていただきます。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○9番（庄田昭人君） 50号の廃止について、もしくは49号の認定についてということで、ここはその50号の西側の道路より北側に向かう、もしくは奥にある果樹園のマークが50号の地図を見ますとあります。その土地、もしくはその東側の申請があったと言われましたが、その土地の方、その西側の方、東、西、北、もしくはその果樹園の所有者に関して、もしくはその赤道とその市道であったといったところについては、この議案のとおり誤りといったところをしっかりと説明をしていただき、建築に際して、新しく家を建てるに対して、どのような後退が発生するのか、不利益がないのかということは、今回、53年のときに認定がされたといったところも知らなかったというようなことではなく、きちっと説明をした上でどのような、もしくは基準があり、道路後退がしなければならない、家を建てなければならない、その奥に家を建てるということになったときには、どのようなことが生じるのかということをしつかり説明しなければ、後で何だ認定をされたことによってということにならないように、しっかりと御説明をいただき、この赤道の問題、認定、廃止ということを行っていただきたいと思います。

また、詳細については、明日の産業建設で伺いたいと思いますが、その周辺の住民の方に説明は確認をされているのかだけは、お伺いをしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 全部の方に説明をしているのかというのは、してございません。御承知の方は当然、道路認定がしてある民地の所有者には、先ほど申しましたように認定してあったなんていうのが知らなかったというぐらいということで、その方にはお話ししてございますし、もちろん東の方も建築の際、その道路認定が今してあるというところで、先ほど言いました建築上の道路斜線等もかかるということで、そのあたりにつきましても、説明をこれからさせていただきますというふうに考えております。

[挙手する者あり]

○議長（藤橋礼治君） 庄田君。

○9番（庄田昭人君） 提案理由の誤りというところは、もうこのまま誤りということではよろしいでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） はい、我々がやった行政行為ですので、どうしてもちょっと原因がつかめないところはございますが、誤りであったというのは間違いないというふうに認識しております。

○議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第47号から議案第50号までについて（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 議案第47号から議案第50号まで、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付の議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

日程第5 請願第1号について（委員会付託）

○議長（藤橋礼治君） 日程第5、請願第1号所得税法第56条の廃止を求める請願を議題といたします。

本日まで受理した請願は1件でございます。会議規則第142条第1項の規定により、お手元に配付した請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。ありがとうございました。

散会 午前10時05分

